

沖縄県国民保護計画案(平成18年2月)の修正箇所

平成18年3月7日
沖 縄 県

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化とボランティア活動の環境整備に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関^(注)が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

県は、国民保護措置の実施にあたっては、島嶼県であり、米軍基地が集中しているという現状に留意し、必要な措置を講ずる。

削除

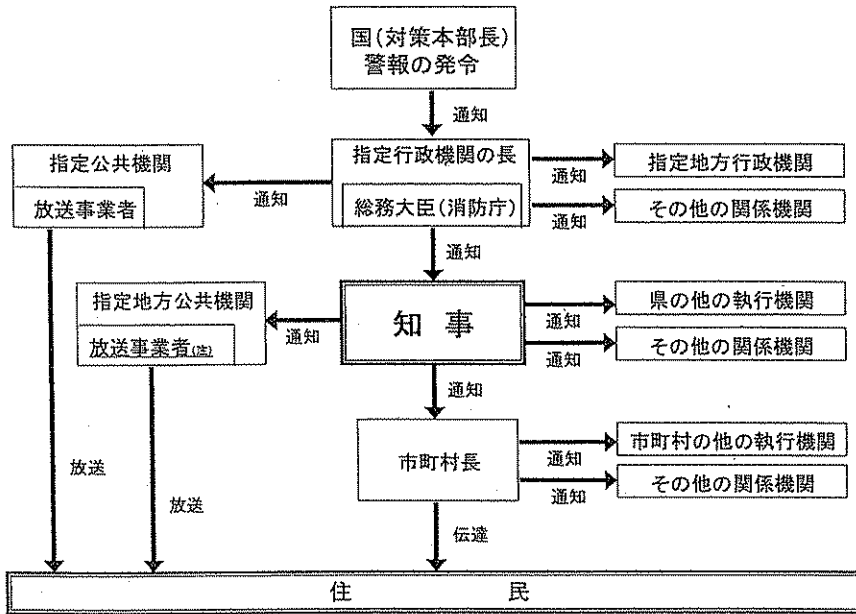
(注) 放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

【警報の通知・伝達の流れ】



1 警報の通知等

(1) 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関^(注)、県の

削除

(注) 放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関^(注)に対し、迅速に警報の内容を通知する。
放送事業者である指定地方公共機関^(注)は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

- ① 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、国や市町村と協力して内容を速やかに伝達するよう努める。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

2 市町村長の警報伝達の基準

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとし、その他広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討するものとする。
- ① 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合は、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれない場合は、市町村長が特に必要と認める場合を除いてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

削除

(注) 放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。
- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の一例】

武力攻撃災害に関する緊急通報 (一例)	
	沖 縄 県 知 事
	〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇時〇〇分 発令
○ 武力攻撃災害の現状及び予測	
・ A市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様	
・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報	
・ 現在、警察・海上保安庁・自衛隊等関係機関による調査が行われている。	
○ 留意事項	
・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行	

政の指示を待つこと。

・ その他不審者に関する情報等があれば、沖縄県知事公室防災危機管理課または最寄りの警察、管区海上保安本部等、市町村、消防へ電話、ファックス、電子メール等で連絡すること。

(県防災危機管理課 TEL:098-866-2143 FAX:098-866-3204 E-mail: aa070700@pref.okinawa.jp)

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送^(注1)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

4 その他

米軍基地内で勤務する駐留軍日本人従業員や民間事業者に対する警報等の情報伝達のほか、緊急通報に関わる米軍から県に対する情報提供については、国や在沖米軍の国民保護担当窓口と調整し、必要な体制の整備を図るものとする。^(注2)

削除

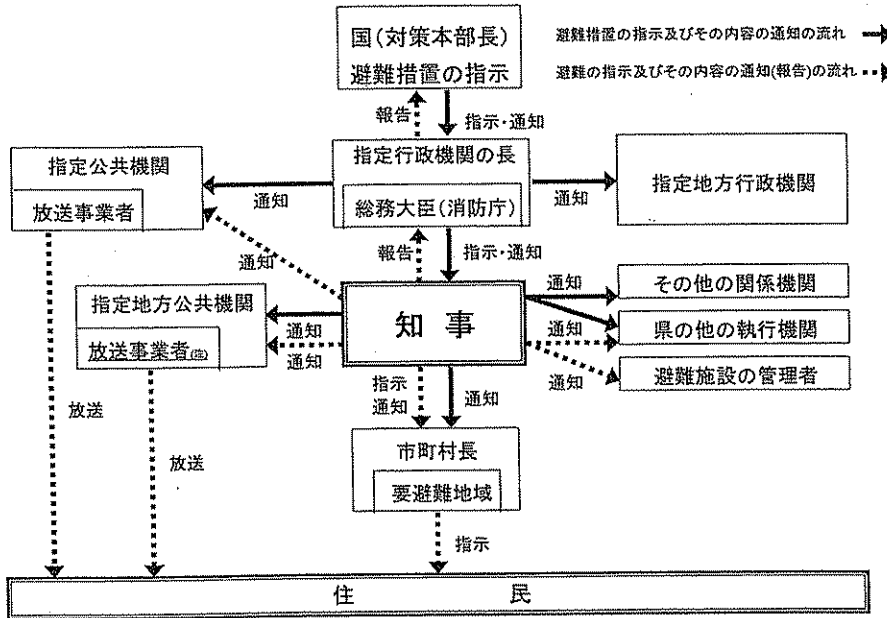
(注1) 放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

(注2) 米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方については、関係省庁においてその対応を協議しており、一定の整理が完了した段階において、今後、情報提供を受けることになっている。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

【避難措置の指示・避難の指示の流れ】^(注)



【避難措置の指示と避難の指示の内容等】

	指示をする者	指示の内容
避難措置の指示	国の対策本部長	①住民の避難が必要な地域(要避難地域) ②住民の避難先となる地域(避難先地域) ※住民の避難の経路となる地域を含む。 ③住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
避難の指示	要避難地域を管轄する知事	①避難措置の指示の内容(上記①から③) ②主要な避難の経路

削除

(注)放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関^(注)、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合(①又は②以外の場合)
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。この場合において、地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要であると判断する場合には、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該住民へも避難を指示する。
- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
(県対策本部において集約すべき基礎的資料は、第2編第2章2(1))

【避難の指示に際して調整を要する主な事項】

事項	調整内容等
要避難地域に該当する市町村毎の	関係市町村からの最新の情報の入手

削除

(注)放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

避難住民等の人数の把握	
避難のための運送手段の調整	・運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法等についての調整 ・県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
主要な避難経路や交通規制の調整	・県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整 ・道路の状況に係る道路管理者との調整
区域内外の避難施設の状況の確認	・避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
国による支援の確認	・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・防衛庁への支援要請
市町村との役割分担の確認	・市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
自衛隊及び米軍の行動と避難経路や運送手段の調整	・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送^(注)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - 避難の方法（運送手段、避難経路）等
- この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

削除

(注) 放送事業者の指定地方公共機関の指定については、現在、調整中である。

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

沖 縄 県 知 事
〇月〇日〇時 現在

○ 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

- ・運送手段及び避難経路
国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）
- ※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）
- ※ 細部については、A市の避難実施要領による。
- ※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

- ・運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。